

教職員 各位

学長室部長（健康推進担当）

宮崎 誠司

2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について

2023年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)が変更され、感染者に対しての行動制限が課せられなくなります。また感染者の周囲にいる濃厚接触者は特定されなくなります。しかしながら、新型コロナウイルス自体の性質(感染力や重症化リスク)が変わったわけではないので、厚生労働省は陽性者に対して発症から5日間かつ症状がなくて24時間経つまでの外出を自粛するよう求めています。また、文部科学省は学校保健安全法ならびに同施行規則の中の「学校で予防すべき感染症」の第2種に新型コロナウイルスを分類し、5日間かつ症状(発熱等)がなくなって1日(24時間)経過するまでは出席停止(登校・入構の禁止)を定めています。本学も政府・厚生労働省・文部科学省の発令に準じて以下の対応をしていきます。

5月8日以降は、個人の選択を尊重し自主的な取り組みをお願いすることになりますが、社会活動の増加に伴い感染が拡大することも予想されていますので、個々に検温や体調を観察し、また自らの感染対策として基本的感染対策も継続して行い、感染予防に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

感染症法上の位置づけ変更(第2類から5類)に伴う扱い

(厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/001087451.pdf> 4月14日発出)

- ・陽性者が他人へ移すリスク
 - 個人差はあるが、発症2日まえから7~10日はウイルスを排出している。
 - 特に発症5日間は他人へ感染させるリスクが高いことに注意する。
- ・外出を控える期間
 - 法律に基づく外出自粛は求められない。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられる。
 - 外出を控えることが推奨される期間
特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控える。かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控えることが推奨される。症状が重い場合は、医療機関等で医師に相談する。
- ・周りの人への配慮
 - 10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等のハイリスク者と接触は控えるといった周りの方へうつきないよう配慮する。

本学における5月8日以降の対応

- 感染（陽性）を疑う症状（発熱・咽頭痛、咳など）がある場合

出勤・出構（入構）を見合わせ、自主検査や医療機関（※）の受診を行うことが望ましい。

所属長（上長）に連絡を行うとともに、授業や会議などは遠隔などに変更すること。

※5類への移行に伴い、発熱外来など自治体から出ている対応できる医療機関を受診すること、なお医療費は個人負担が発生することを理解しておく。

学生には授業参加も見合わせるよう指示しているが、5月7日までと欠席の取り扱いが異なるので、教務委員会からの通知に従って対応すること。

- 感染（陽性）者が判明した場合、5日間かつ症状がなくなって1日が経過するまでは入構を停止する。日常生活も外出は控えるようにする。陽性が分かり次第、所属長（上長）と各キャンパスの健康推進担当部署に報告すること。学生には授業参加も見合わせるよう指示しているが、5月7日までと欠席の取り扱いが異なるので、教務委員会からの通知に従って対応すること。

なお、感染症法上の5類への変更により、緊急連絡票での情報共有は行わなくなる。

- 濃厚接触者は調査されないため、該当者がいなくなる。しかしながら感染者が周囲にいた場合には、依然として高い発症リスクを有しているため、健康観察を十分に行い体調の管理をすることが望ましい。

- 警戒レベル表による入構並びに施設利用の制限は適応しない。そのため行事・授業・研修・研究活動・イベント等の開催については、コロナ対策本部への申請・承認の手続きは必要としない。施設については、正式な学内の手続きを行うことで利用できる。

- 感染対策は継続する。（学校保健安全法ならびに同施行規則の中の「学校で予防すべき感染症」の第2種に分類されているため）

- 学内でのマスクの着用は、個人の判断に委ねるものとするが、着用が有効な場面では不織布マスクの着用を推奨する。
- 基本的感染防止対策を継続する。（手洗い、アルコールによる手指消毒の機会の維持等）
- 入館時の検温等は継続して行う。
- 三密（密閉、密集、密接）を回避、換気を奨励する。
- 感染のリスクの高い行動や控える。

- 感染の疑い、もしくは感染・発症した場合の対応については、学校法人東海大学新型コロナウイルス感染症中央対策本部が発出する「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について」により対応する。ただし、学園内の医療機関および関連する施設・部署等においては各機関の判断で対応を実施する。

以上

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について＜主な変更点＞

項目		これまでの対応	これからの対応 (2023年5月8日以降)	備考	
1	感染症法	2類	5類		
2	学校保健安全法	第1種	第2種		
3	基本的な考え方	学園の基本方針に基づき適切な対策を講じる	各部門・各機関において適切な対策を講じる		
4	基本的な感染対策	マスク	原則、個人の判断 (医療従事者等、感染可能性の高い業務では着用を継続)	原則、個人の判断 (医療従事者等、感染可能性の高い業務では着用を継続)	受診時、医療機関訪問時や通勤ラッシュ時などでは今後も着用を推奨
		手指衛生	推奨	推奨	
		換気	推奨	推奨	
		三密回避	推奨	推奨	
		在宅勤務	試行運用	試行運用の終了	問題点を洗い出して整理し、今後のリモートワークに係る運用ルールの構築に繋げる
		特別休暇	感染者又は濃厚接触者に対する特別休暇（隔離休暇）の付与	廃止（教職員自身が罹患した場合は病気休暇又は年次有給休暇の取得）	
		勤務・出席停止期間	発症の翌日から7日間経過し且つ症状軽快後1日間経過するまで	発症の翌日から5日間経過し、且つ症状軽快後1日間経過するまで	
5	海外への渡航	感染地域に近づかないなどの感染予防	原則制限なし（適切な感染予防は継続）		
6	行事・研修・イベント等の開催	国、都道府県等の定めに従い、規模や開催方法を検討の上、手続を行う	原則制限なし	感染状況に留意し、感染対策を講じた上で実施する	
7	緊急連絡票	感染者・濃厚接触者について発報	集団感染など事業推進に影響を及ぼす場合に発報		
8	中央対策本部	設置	解散	2023年5月7日をもって解散	